

# ((((伝建群だより)))

編集・発行

桐生市総合政策部重伝建まちづくり課重伝建係

Tel 0277-46-1111(内線346, 347)

Fax 0277-43-1001

E-mail [denkengun@city.kiryu.lg.jp](mailto:denkengun@city.kiryu.lg.jp)

平成 26 年 9 月 1 日 発行

No.30

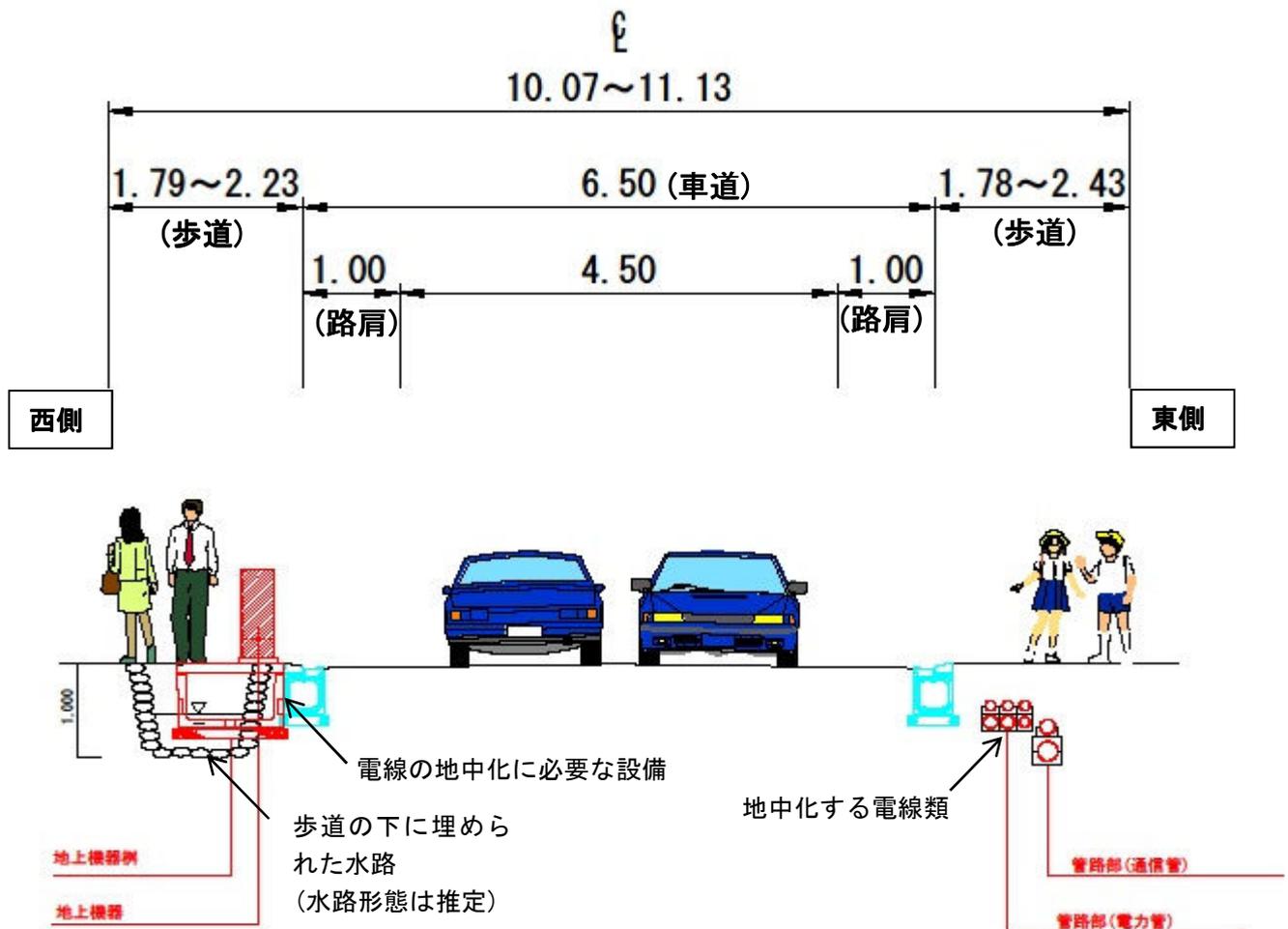
## 本町通り道路整備計画(案)について概要が決定しました!!

本町通り道路整備計画(案)については説明会や桐生新町まちづくり懇談会等で皆様のご意見を伺うと共に、桐生土木事務所や桐生新町重伝建保存審議会などの関係機関と協議を重ね、下記のとおり概要を決定しました。

今後は舗装の種類や街路灯のデザインなどの桐生新町の景観に関係することや、地上機の位置などについて検討を行います。今後も皆様のご意見を伺いながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解ご協力よろしくお願いいたします。

ご意見やご要望、ご不明な点等がございましたら、上記重伝建まちづくり課までお寄せ下さい。

主要地方道 桐生田沼線 標準横断面



## 第2回桐生新町まちづくり懇談会を開催しました！！

今回の懇談会は本町通り道路整備計画（案）の話し合いを目的に開催しました。この話し合いの中では、3つのご確認をいただき、3つの要望事項がありました。

第3回目以降は『防災』や『本町通り道路整備計画（案）』の美装化等について話し合いを行っていきたいと思います。

皆様のご参加をよろしく申し上げます。

### 【確認事項】

- ①道路の改修工事を実施すること。
- ②電線類の地中化を行うこと。
- ③制限速度を30km/hへ変更すること。

### 【要望事項】

- ①センターラインを設置すること。

⇒法律により車線の幅が5.5m以上でないとセンターラインの設置は出来ません。5.5m以上に広げてセンターラインを設置した場合は自動車のスピードの抑制効果が得られないことから、歩道と車道に境に歩車道境界ブロックや段差を設ける必要があります。そのため、歩道と車道を平らにすることを優先し、センターラインの設置は行いません。

- ②車線を4.5mにすること。

⇒道路管理者である群馬県（桐生土木事務所）や警察など関係機関と協議を行った結果、車線の幅を4.0mから4.5mに広げた場合でも、自動車のスピードの抑制効果が得られると考えられるため、4.5mへ変更します。

- ③地上機を小型化（ベンチとして利用可能な程度）すること。

⇒地上機については東京電力の所管になります。そのため、東京電力へ要望をしましたが、地上機の新規開発が必要になるため、今以上の小型化については行えないとのことです。

## 防災対策調査を今年度も実施します！！

★来年度の防災計画策定を目標に、昨年度より行っている防災対策調査については、今年度も昨年度同様、(株)都市環境研究所に委託し、地元の現地調査を8月5日（火）から実施しております。桐生市が委託している調査員が現地調査を行う際には、桐生市が発行した身分証明書を常に携帯しております。ご不明な点は重伝建まちづくり課までご連絡下さい。

★**どのような防火対策をするべきか？どんなことをすればよいのか？**など、火災について話し合うワークショップを開催したいと思っておりますので、是非ご参加ください。本町一丁目は、10月13日（月・祝）一丁目集会所、本町二丁目は10月19日（日）本町二丁目集会所にて開催する予定です。詳細については、後日またご連絡いたします。また、この機会に、ご家庭でも、**火の元の点検**や**住宅用火災警報器の設置**（別紙参照）についてご確認をお願いします。

～取り付けましたか？～

# 住宅用火災警報器

## 設置は義務です！

- ・ 住宅用火災警報器は、平成20年6月から、全ての住宅の寝室や階段への設置が義務付けられています。

※火災警報器に付属している取扱説明書を必ず確認して設置してください。

- ・ 火災を早期に発見し、逃げ遅れないための手段として大変有効です。



～悪質な訪問販売などに  
ご注意ください～

◆桐生市や消防の職員が、住宅用火災警報器を販売することはありません。住宅用火災警報器は、家電量販店、ホームセンター、防災設備取扱店などで購入できます。

問い合わせ：桐生市総合政策部重伝建まちづくり課重伝建係  
電話 0277-46-1111(内線 346・347)  
桐生市消防本部予防課指導係  
電話 0277-47-1703

# 住宅用火災警報器が義務付けられてから、たくさん役立った事例が消防署へ寄せられています！



## ～すべて桐生市の事例です～

- ◆足の大きなケガが治って3日前に退院したばかりの70代の女性宅で、就寝中に火災が発生。住宅用火災警報器の警報音で目を覚ますと寝室の一部が燃えているため避難し、命に別状ありませんでした。
- ◆ガステーブルのグリルに魚を入れ点火したまま、外出。魚は炭化し、室内に煙が充満。近隣者が警報器の音に気づき119番通報をしてくれました。
- ◆揚げ物をするためフライパンを火にかけたままその場を離れてしまい発火。部屋で寝ていた長男が警報器の音に気づき、フライパンの油の処分等を行なった。その音に気付いた母親が119番通報。その間に長男が粉末消火器で消火しました。

